

生駒市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成23年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成23年11月17日

生駒市監査委員 藤本勝美
生駒市監査委員 井上圭吾
生駒市監査委員 中谷尚敬

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者の監査

2 監査の実施期間

平成23年9月12日から同年10月13日及び同年10月17日

3 監査の対象

- ・ 公園体育施設（総合公園体育施設、滝寺公園体育施設、イモ山公園体育施設、むかいやま公園体育施設）及び体育施設（北大和体育施設、小平尾南体育施設、市民体育館及び武道館）における平成22年度指定管理業務
- ・ 当該業務を所管する生涯学習部スポーツ振興課における指定管理者の指定等に係る事務

4 監査の方法

指定管理業務については、適切に指定管理業務が執行されているかについて、事業報告書、収支決算書等関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求めて確認・照合を行うとともに、必要に応じて担当者から事情を聴取する方法で、監査を実施した。

市所管課に対しては、関係書類を審査するとともに、指定管理者の指定等に係る事務及び指導監督が適切になされているかに主眼をおいて監査を実施した。

5 指定管理者の概要

- (1) 名称 一般財団法人生駒市体育協会
- (2) 主たる事務所 生駒市門前町9番20号
- (3) 法人設立 平成21年7月15日
(昭和38年10月に生駒町体育協会として創立)
- (4) 組織 (平成22年4月1日現在)
役員は、代表理事1名、理事12名、競技団体から選出された評議員29名、監事2名をもって構成されており、生駒市公園体育施設及び体育施設の管理運営に職員24名（プール開業中は増員となる。）が当たっている。
- (5) 目的等 生駒市内の体育・スポーツの発展及びスポーツを通じて市民の健康

づくりや親睦を図ることを目的として、次の事業を行う。

- ア 市民体育大会の主催及びスポーツ関係事業の支援
- イ スポーツ団体の育成及び連絡調整
- ウ 市民へのスポーツ振興
- エ スポーツ指導者の育成
- オ スポーツ少年団の育成
- カ 競技スポーツの振興及び競技力の向上
- キ スポーツを通じての健康づくりに対する指導助言
- ク その他この法人の目的達成に必要な諸事業

6 指定管理業務の概要

(1) 管理施設の概要（平成 22 年 4 月 1 日現在）

施設名・所在地	配置人員※	施設内容	面積等	
公園 体育 施設	総合公園 体育施設 小明町 1807 番地 1	施設長 1 職員 1 (常)1 (非)1	体育館 グラウンド テニスコート 砂入り人工芝 3 面、壁打 練習コート 1 面 相撲場 その他公園敷地内施設	延床面積 2,978 m ² 、アリーナ 1,506 m ² 約 16,000 m ² 2,660 m ² 143 m ² 駐車場、屋外トイレ、道路ほか
	滝寺公園 体育施設 元町 2 丁目 11 番及び 14 番	施設長 1 (常)1 (非)2	健民グラウンド 滝寺公園テニスコート 砂入り人工芝 1 面 健民テニスコート クレーコート 1 面 プール 50m プール 7 コース、幼 児用プール その他公園敷地内施設	約 10,000 m ² 842 m ² 3,500 m ² (水面積 800 m ²) 駐車場、屋外トイレ、道路ほか
	イモ山公園 体育施設 北田原町 2476 番地 8	施設長 1 事務局長兼務 (常)1 (非)2	グラウンド テニスコート 砂入り人工芝 2 面、壁打練 習コート 1 面 プール 25m プール 5 コース、幼児 用プール その他公園敷地内施設	約 9,060 m ² 1,564 m ² 1,600 m ² (水面積 250 m ²) 駐車場、屋外トイレ、道路ほか
	むかいやま 公園体育施設 萩原町 673 番地	施設長 1 (常)1 (非)2	体育館 グラウンド テニスコート 砂入り人工芝 2 面 その他公園敷地内施設	延床面積 934 m ² 、アリーナ 672 m ² 約 8,900 m ² 1,340 m ² 駐車場、遊具広場、道路ほか

体育施設	北大和 体育施設 北大和3丁目 5077番地	施設長1 職員1 総合公園兼務 (常)1 (非)1	体育館 野球場 グラウンド その他敷地内施設	延床面積 623 m ² 、アリーナ 461 m ² 約 13,600 m ² 約 12,500 m ² 駐車場、屋外トイレ、道路ほか
	小平尾南 体育施設 小平尾町1629 番地	施設長1 事務局員兼務 (常)1 (非)1	体育館 少年グラウンド その他敷地内施設	延床面積 652 m ² 、アリーナ 459 m ² 約 4,620 m ² 駐車場、道路ほか
	生駒市 市民体育館 門前町9番20 号	滝寺公園 体育施設	体育館 その他敷地内施設	延床面積 4,278 m ² 、アリーナ 1,630 m ² 駐車場、階段ほか
	生駒市武道館 門前町9番20 号	に含む。	武道館 剣道場1面、柔道場1面 その他敷地内施設	延床面積 859 m ² 、アリーナ 544 m ²

※ (常)は臨時職員常勤、(非)は臨時職員非常勤をいう。

施設長は常勤の臨時職員である。

プール開業中(7/20~8/31)は、看護師、監視員等が増員となる。

事務局は生駒市市民体育館に置く(専務理事、事務局長、事務局次長各1名、職員2名)。

(2) 指定管理業務の範囲

- ア 体育施設の使用の許可、使用の制限、使用の許可の取消し等に関する業務
- イ 入館及び入場の制限に関する業務
- ウ 体育施設の使用料の徴収、還付手続きに関する業務
- エ 体育施設の維持管理に関する業務
 - ・業務に係る財産、備品の維持管理
 - ・軽微な修繕等
- オ 体育施設窓口におけるその他受付に関する業務
- カ 施設の設置目的を達成するためのスポーツ振興事業(指定管理料の範囲で実施する事業及び自主事業)の実施に関する業務
- キ 運営状況に関する報告書等の作成・提出等
- ク その他施設の管理及び運営に関し必要と認める業務

以上の業務内容を基本協定書及び生駒市体育施設指定管理仕様書により定められており、個人情報保護については、指定管理者の遵守事項として別途特記事項を定めている。

また、上記カのスポーツ振興事業として、平成22年度において次の事業を行っている。

(ア) 市民体育大会

実施日 4/11~6/13

26種目を開催

(イ) スポーツ教室
全 19 教室を延べ 166 回開催

(ウ) 市民体育祭
実施日 7/17～10/10

(エ) 体育館無料開放事業
毎月第 1、第 3 土曜日に開催（1、2 月を除く。）している。

(3) 指定管理者の指定

- ・ 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき実施されている。
- ・ 指定管理者の公募に当たっては、平成21年8月合併号の広報いこまに掲載するとともに、市のホームページに掲載した。また、現地説明会への参加を必須条件とし、同年9月9日から同月18日までを申請書の提出期間として募集した。
- ・ 応募した3団体を対象として、「生駒市体育施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱」に基づき設置された「生駒市体育施設指定管理者候補者選定委員会」が、体育施設運営の基本方針、管理運営体制、経費節減策、利用者サービスの向上策及び収支計画等の審査基準に照らし合わせて第1次審査（書類審査）を行い、当該審査を通過した2団体について、さらに第2次審査（プレゼンテーション）を実施した上で指定管理者候補者を決定した。また、指定管理者候補者の選定結果（評価項目、評価結果）については、市のホームページに掲載し公表している。
- ・ 指定管理者候補者については、平成21年12月に市議会の議決を経て、指定管理者に指定されている。
- ・ 指定期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間としている。

(4) 指定管理料

毎年度指定管理者と締結する年度協定書により当該年度の指定管理料を定めることとなっている。また、会計年度終了時には、当該業務に係る精算を行い、支払った指定管理料に残額が生じた場合は、返還することとなっている。

平成 22 年度は、指定管理料として 172,500,000 円が 4 月と 10 月の 2 回に分けて支払われており、精算の結果、年度末に 980,824 円が市へ返還されている。

7 平成 22 年度各施設利用状況（スポーツ振興課資料）

施設名		申請件数 (件)	利用コマ 数	申請利用人数 (人)	稼働率 (%)
公園 体育 施設	総合公園 体育施設	1,343	1,695	77,739	76.4
	体育館	69	113	4,127	8.0
	グラウンド	488	551	42,017	51.7
	テニスコート	4,245	4,499	45,969	70.4
	相撲場	28	31	390	3.9
	健民グラウンド	318	430	82,102	45.1
	滝寺公園	965	1,087	11,575	71.9
滝寺公園 テニスコート					

		健民テニスコート	194	260	2,784	17.2
		プール	-	-	8,100	-
	イモ山公園 体育施設	グラウンド	179	230	19,735	28.7
		テニスコート	2,033	2,123	15,003	70.2
		プール	-	-	17,936	-
	むかいやま 公園 体育施設	体育館	1,141	1,184	14,246	83.4
		グラウンド	339	358	17,207	44.6
		テニスコート	2,101	2,145	16,200	50.4
	体 育 施 設	北大和 体育施設	体育館	1,038	1,133	22,368
体育館会議室			160	241	5,727	17.0
グラウンド			204	324	48,158	40.4
野球場			526	683	48,054	64.1
小平尾南 体育施設		体育館	883	1,092	23,002	76.9
		体育館会議室	9	13	255	0.9
		少年グラウンド	390	399	18,507	49.8
生駒市 市民体育館		体育館	1,210	1,573	77,304	73.9
		体育館会議室	66	97	6,220	6.8
		多目的室	834	1,025	9,925	72.2
生駒市武道館			1,100	1,151	25,298	44.9

8 指定管理経費の収支状況（指定管理者事業報告書より）

(1) 貸借対照表

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
1 現金・預金	24,626,442	1 短期借入金	1,000
2 立替金	71,930	2 未払金	11,109,491
3 未収金	770,577	3 預り金	76,752
4 仮払金	88,633	4 未払費用	16,398,359
5 前払費用	2,028,020	流動負債合計	27,585,602
流動資産合計	27,585,602	負債合計	27,585,602
		純資産の部	
		株主資本	
		1 利益剰余金	
		(1) その他利益剰余金	
		1 繰越利益剰余金 0	
		利益剰余金合計	0
		株主資本合計	0
		純資産合計	0
資産合計	27,585,602	負債・純資産合計	27,585,602

(2) 損益計算書

売上高			
委託料収入	171,519,176		
委託業務手数料	<u>△9,545,838</u>	161,973,338	
販売費及び一般管理費			
人件費	72,811,045		
用水光熱費	28,763,761		
消耗品費	4,553,538		
修繕費	11,279,055		
体育振興事業費	9,851,382		
委託料	30,229,993		
その他費用	<u>4,457,262</u>	<u>161,946,036</u>	
営業利益			27,302
営業外収益			
受取利息	10,777		
受取配当金	400		
雑収入	<u>6,405</u>	17,582	
営業外費用			
支払利息	<u>44,884</u>	<u>44,884</u>	
経常利益			<u>0</u>
税引前当期純利益			<u>0</u>
当期純利益			<u><u>0</u></u>

(3) 施設使用料の取扱いについて

施設使用料は、生駒市体育施設条例第 8 条の規定に基づき、各施設で徴収された後、体育協会事務局職員が週に一度集金し、市へ納入している。

9 監査の結果

監査の対象に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていた。しかしながら、検討、改善が必要であると思われる点が見受けられたので対処されたい。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。なお、事務処理上改善を要する軽微な事項については、担当職員等に直接指導を行った。

(1) 指定管理者の指定

指定管理者募集要項及び仕様書、指定申請書、生駒市体育施設指定管理者候補者選定委員会の審査結果表等関係書類を審査した結果、指定管理者の指定手続は適正に行われているものと認められた。

(2) 指定管理業務委託料

指定管理業務委託料（以下「委託料」という。）については、毎年度指定管理者と協議を行い年度協定書により当該年度の委託料を定めることとなっている。さらに、

会計年度終了時には、当該業務に係る精算を行い、支払った委託料に残額が生じた場合は、返還することとなっていることから、平成 22 年度は、精算の結果 980,824 円を返還している。また、指定管理者が受け取る委託業務手数料（以下「手数料」という。）は委託料の 5.8%以内とし、手数料を含めた経費が委託料を上回った場合でも、加算はしないこととしている。平成 22 年度の手数料は委託料の約 5.5%と取り決められた。しかしながら、手数料によって返還額に影響が及ぶことから、手数料については、透明性のある定めとされたい。（スポーツ振興課）

(3) 運営状況について

総勘定元帳、請求書等支出関係書類、施設使用許可申請書(兼領収書(控))、各体育施設日報、収入伝票、物品販売表（石灰等）等を照合・確認した結果、おおむね適正に処理されており、不正の誘発が懸念されるような誤りは見受けられなかった。

施設使用料の減免及び還付については、一定基準により行われているが、生駒市公の施設の使用料等に関する規則第 8 条及び第 9 条の規定により市長が別に定めた基準として明文化したものが作成されていなかったため、早急に作成されたい。（スポーツ振興課）

(4) 報告書について

基本協定書第 22 条及び第 23 条では、それぞれ月次事業報告書と年度事業報告書の市への提出を義務づけている。月次事業報告書は提出されており、基本協定書に基づく事項も記載されているが、精算時に貸借対照表と損益計算書が添付されているのみであるため、基本協定書に基づき、年度事業報告書を作成し市へ提出されたい。（スポーツ振興課、生駒市体育協会）

(5) 備品の管理等について

体育施設管理に必要な備品について、指定管理業務委託料から備品購入を行った場合は、基本協定書に基づき市の備品となるが、市の備品として登録されていなかったため、適正な管理を行うとともに、その他の備品もあわせて備品台帳を整理し、また、備品台帳に基づいて貯蔵品としての棚卸資産を計上されたい。（スポーツ振興課、生駒市体育協会）